

## 千歳市農業振興条例 助成事業一覧

条例条項	助成対象事業	助成対象経費	助成基準	助成対象者
農業の持続可能性の確保に対する助成 (条例第6条)	農業における食品の安全性の向上、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するため、「GLOBALG・A・P」、「ASIA GAP」、「JGAP」等の認証を取得	「GLOBALG・A・P」、「ASIA GAP」、「JGAP」等の認証の初回審査に要する経費	助成対象経費の2分の1以内(限度額20万円)	農業者、生産組織
農業用施設等の設置又は導入に対する助成 (条例第7条)	農業の近代化を図るための3千万円を超える投資額による農業用施設等の設置・導入	当該資産に係る固定資産税相当額	助成対象経費のうち自己投資額相当分を按分により算出した額(ただし、各納期内に税を全額納付していること) ※2年間交付	農業者、生産組織
都市と農村の交流事業に対する助成 (条例第8条)	生産組織又は農業団体が行う都市住民との交流に資する事業及び農業者等が行う農作物の販売促進を目的とする催事や広告掲載等	事業費から協賛金、入園料、広告収入を除いた自己負担経費	助成対象経費から人件費を減じた額の2分の1以内(限度額70万円) なお、広告掲載に対する助成金の交付は、一の年度につき1回に限る(2以上の事業を同時に行うときは1事業とする)	農業者、生産組織、農業団体
農村景観の整備に対する助成 (条例第8条の2)	農業者等が地域的に行う農村景観の整備(更新に係るものも含む)及び生産組織が行う農業用廃プラスチックの回収事業			農業者、生産組織
農産物のブランド化に対する助成 (条例第9条)	農産物の新品種や新たな栽培方法の試験、農産物に基準や統一デザインを設ける取組、特徴的な名称やフレーズにより農産物の差別化(ブランド化)を図る取組など農産物の品質、栽培技術、社会的評価等の向上を図ることを目的とする事業	事業に要する消耗品費、印刷製本費等の経費	助成対象経費の2分の1以内(限度額10万円) (2以上の事業を同時に行うときは1事業とする)	生産組織、農業団体
農業被害の防止に対する助成 (条例第10条)	①有害鳥獣による被害を防止するための電気柵等の設置 ②狩猟免許(わな猟免許、第1種銃猟免許)の取得 ※申請の前年度以降取得分に限る	①施設の設置に係る経費 ②狩猟免許取得等に係る経費	助成対象経費の2分の1以内(①限度額20万円、②限度額10万円)	農業者、生産組織(生産組織は施設の設置のみ)

女性農業者に対する助成 (条例第 11 条)	女性農業者が営農に役立つ資格や免許を取得する取組 例) ・大型特殊車両の運転免許を取得 ・直売所で活用できる手書きポップ講習を受講 ・簿記の資格講座を受講 ・野菜ソムリエの資格を取得 など	農業経営の発展に資すると認められる免許又は資格取得に係る経費及び講習又は研修に参加する経費	事業に要した経費(定額) なお、助成金の交付は一の年度につき1回に限る (限度額 5 万円)	女性農業者
研修参加に対する助成 (条例第 12 条)	新しい栽培技術の導入に必要な知識及び技能の習得を目的とした研修への参加	研修の参加に要する費用及び研修期間中に要する雇用労賃	助成対象経費の 2 分の 1 以内 (限度額 10 万円)	農業者
新規就農者等に対する助成 (条例第 12 条の 2)	新規就農者及びその者を就農研修先として受け入れる農業者への助成	就農後の生活費等及び研修受入に必要な経費	新規就農者に月額 5 万円 (2 年間を限度) 受入農業者に月額 5 万円 (1 年間を限度) ※(公財)道央農業振興公社が助成する場合は、その額を差し引いた額を交付する	新規就農者、研修受入農業者
生産基盤の整備に対する助成 (条例第 13 条)	①生産組織又は農業団体が自ら所有し、又は管理する耕作道、排水路の整備 ②農業者が自己の費用で行う暗きょ排水、取付道路の整備	事業に要する資材費、借上費等の経費	資材費又は機械借上費に係る経費の 2 分の 1 以内 (②限度額 30 万円)	農業者、生産組織、農業団体
家畜伝染病等の防疫事業に対する助成 (条例第 13 条の 2)	農業者等が実施する、家畜伝染病等(家畜伝染病、届出伝染病、サルモネラ症)にかかっている家畜又はそのおそれがある家畜に係る防疫事業	家畜伝染病等の検査費及び治療費(農業共済により支払われる額を除く)	助成対象経費の 2 分の 1 以内(一家畜伝染病等につき限度額 20 万円)	農業者、生産組織